二　支援支出金管理団体は、前条に規定する民間の団体に対する助成を行おうとする場合において、自らを助成の対象としないこと。

三　支援支出金管理団体は、支援業務に係る重要な事項に関する意思決定を行うため、外部の委員から構成される合議体を、支援支出金管理団体に設置すること。

四　支援支出金管理団体は、毎事業年度、支援業務の実施状況についての情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

五　支援支出金管理団体における支援業務の実施状況について、預金保険機構が、毎事業年度及び必要に応じて報告を求めるほか、必要に応じて実地調査その他の手段により確認することにより、支援支出金管理団体が当該支援業務を的確に実施しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の支援支出金管理団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずることができること。

六　支援業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある場合には、預金保険機構が、違約金の徴収、協定の変更又は廃止その他の必要な措置を講ずることができること。

七　その他支援業務の運営に関し必要な事項

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、本則中「百分の百」を「百分の十」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月二十一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―一〇三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表消費者庁の部の次に次のように加える。

復興庁		
	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	
	復興局	局長　次長　参事官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）　主査（人事に関する事務を担当する者に限る。）

別表文部科学省の部内部局の項中「宇宙国際協力企画官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十三年十一月三十日」を「平成二十四年二月二十九日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国家公安委員会委員長　松原　仁

第10章第3節1(2)を次のように改める。

(2)　車を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

第10章第3節3(1)ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

第10章第3節3(2)を次のように改める。

(2)　車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき

ア　津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

イ　津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十九条の三第二項の規定により、指定講習機関として指定した財団法人日本無線協会（昭和五十六年十一月十日に財団法人無線従事者国家試験センターという名称で設立され、平成二年二月二十八日に財団法人日本無線協会という名称に変更された法人をいう。以下同じ。）から講習の業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

総務大臣　川端　達夫

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本無線協会九州支部	熊本県熊本市中央区辛島町五番一号

二　変更年月日

平成二十四年四月一日

○金融庁告示第十四号

エイチディーアイ―ゲーリング・インドゥストゥリー・フェアジッヒャルング・アクツィーエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める本店の所在地の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

本店の所在地　ドイツ連邦共和国ハノーバー市エイチディーアイプラッツ一

○金融庁告示第十五号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都港区虎ノ門四丁目三番二十号